



島教協

《 すべては「子どもたちのために」 》
情 報http://
www.kyougikai.orgE-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 石原康博 編集人 吉田 修

No.625

育児休業に係る制度改正される

このほど、育児休業に係る制度が改正されることが明らかになりました。
改正の概要は以下の通りです。

1. 育児休業関係

(1) 配偶者が常態として子を養育することができる場合の除外規定の廃止

現行

配偶者が育児休業を取得している場合や、専業主婦（夫）である場合、職員は育児休業等（※1）を取得することができない。

（※1）育児短時間勤務、部分休業を含む



改正後

配偶者の就業等の状況に関わりなく育児休業等を取得することが可能

(2) 産後休暇期間における父親の育児休業等の取得促進

男性職員が、子の出生後57日間（産後休暇期間）以内に最初の育児休業等を取得した場合（※2）、特例として、育児休業の再度の取得が認められる。

（※2）但し、当該57日間以内に育児休業が終了していなければならない。

(3) 再度の育児休業等ができる特別の事情の要件緩和

現行

最初の育児休業の終了後、配偶者が育児休業により3月以上子を養育する場合、再度の育児休業を取得することが可能（最初の育児休業請求の際に育児休業等計画書による申し出をしている場合に限る）



改正後

夫婦が交互に育児休業をしなくても再度の育児休業の取得は可能（最初の育休終了から3月以上の期間を経過すること及び育児休業等計画書による申し出は必要）

2. 勤務時間関係

(1) 時間外勤務の免除制度の新設

3歳までの子を養育する職員が請求した場合は、時間外勤務を免除される。

(2) 時間外勤務の制限の要件緩和

現行

小学校就学前の子を養育するための時間外勤務の制限（上限24時間／月、150時間／年）について、配偶者が常態として子を養育することができる職員は対象から除外される。

改正後

配偶者の就業等の状況に関わりなく、時間外勤務の制限が可能

3. 特別休暇関係

(1) 子の看護休暇の拡充

現行

1年につき5日以内、複数養育の場合は6日以内取得可能

改正後

1年につき5日以内、複数養育の場合は10日以内取得可能
疾病の予防を図るための予防接種又は健康診断を受けさせる場合も取得できる。

(2) 介護休暇（短期）の新設

要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。（年5日以内、対象者が複数であれば年10日以内）

4. 施行日（予定）

平成22年6月30日

5. 島教協の考え

島教協はこれまで「介護休暇の期間を最大1年に延長すること」や「子育て休暇の新設」を要望してきた。今回の改正は、この島教協の考えに沿ったものであり大いに歓迎できる。しかしまだ不十分な部分もあるので、今後も粘り強く要望していくことが必要である。また、せっかく改正された制度も現場の教職員に実際に活用されなければ意味がない。誰もが遠慮なく休業や休暇の制度が使えるような環境整備が今後重要になると考える。